

民法の一部を改正する法律案の概要

一 再婚禁止期間（第 733 条関係）

- 1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日（現行：前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月）を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。
- 2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、1 を適用しないものとする。

二 再婚禁止期間内の婚姻の取消権の消滅（第 746 条関係）

一に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して 100 日（現行：前婚の解消若しくは取消しの日から 6 箇月）を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

三 施行期日等（附則関係）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行するものとする。
- 2 改正後の民法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用するものとする。ただし、改正前の民法の規定により生じた効力を妨げないものとする。

2 により、例えば、この法律の施行前に離婚した女性については、

その再婚禁止期間が 100 日に短縮されることになる。

改正前の再婚禁止期間の規定に違反した婚姻の取消判決が確定している場合、その効力に影響はないことになる。